

令和 7 年 1 2 月定例会

議案関係資料

番 号	件 名	ページ
議案第 5 6 号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1～3
議案第 5 7 号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 5 8 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	4～13
議案第 5 9 号	第 1 号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14～15
議案第 6 0 号	委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	16～18
議案第 6 1 号	中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	19～22
議案第 6 2 号	中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第 6 3 号	中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	24

中札内村長等及び議会議員の期末手当の改正について

期末手当の改正

年 度	6 月期	12 月期	計
令和 7 年度	2.3 月 (支給済み)	2.35 月 (現行 2.3 月)	4.65 月
令和 8 年度 以降	2.325 月	2.325 月	4.65 月

中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和51年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改	正	前	改	正	後
(期末手当) 第5条 (略)			(期末手当) 第5条 (略)		
2 前項の期末手当の額は議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の230</u> を乗じて得た額とする。			2 前項の期末手当の額は議員報酬月額及び議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額とする。		
3 (略)			3 (略)		

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 令和7年12月に支給する期末手当に係る改正後の中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の報酬等条例」という。）第5条の規定の適用については、「100分の232.5」とあるのは「100分の235」とする。
- この条例による改正前の中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に基づいて、令和7年12月分として支給を受けた期末手当は、改正後の報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 中札内村長等の給与等に関する条例（昭和44年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改 正		改 正	
前		後	
(期末手当)		(期末手当)	
第5条 (略)		第5条 (略)	
2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退任した者にあつては退任した日現在）において村長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。		2 前項の期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退任した者にあつては退任した日現在）において村長等が受けるべき給料月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。	
区分	基準日	6月1日	12月1日
村長		$\frac{100}{100} \times 230$	$\frac{100}{100} \times 232.5$
副村長		$\frac{100}{100} \times 230$	$\frac{100}{100} \times 232.5$
教育長		$\frac{100}{100} \times 230$	$\frac{100}{100} \times 232.5$

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用する。
 (令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和7年12月に支給する期末手当に係る改正後の中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）第5条の規定の適用については、「100分の232.5」とあるのは「100分の235」とする。
- 3 この条例による改正前の中札内村長等の給与等に関する条例に基づいて、令和7年12月分として支給を受けた期末手当は、改正後の給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の給与に関する条例の一部改正について

期末手当と勤勉手当の改正

<一般職員>

年度	手当	6 月期	12 月期	計
令和 7 年度	期末	1.25 月 (支給済み)	1.275 月 (現行 1.25 月)	2.525 月
	勤勉	1.05 月 (支給済み)	1.075 月 (現行 1.05 月)	2.125 月
	計	2.3 月 (支給済み)	2.35 月 (現行 2.3 月)	4.65 月
令和 8 年度 以降	期末	1.2625 月	1.2625 月	2.525 月
	勤勉	1.0625 月	1.0625 月	2.125 月
	計	2.325 月	2.325 月	4.65 月

<定年前再任用職員>

年度	手当	6 月期	12 月期	計
令和 7 年度	期末	0.7 月 (支給済み)	0.725 月 (現行 0.7 月)	1.425 月
	勤勉	0.5 月 (支給済み)	0.525 月 (現行 0.5 月)	1.025 月
	計	1.2 月 (支給済み)	1.25 月 (現行 1.2 月)	2.45 月
令和 8 年度	期末	0.7125 月	0.7125 月	1.425 月
	勤勉	0.5125 月	0.5125 月	1.025 月
	計	1.225 月	1.225 月	2.45 月

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条による改正

改 正		改 正	
前	後	前	後
(通勤手当)	(通勤手当)		
第6条の4 (略)	第6条の4 (略)		
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		
(1) (略)	(1) (略)		
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位数期間につき、それぞれ次に定める額とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位数期間当たりの通勤回数を考慮して、規則で定める職員にあっては、この額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。	(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位数期間につき、それぞれ次に定める額とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位数期間当たりの通勤回数を考慮して、規則で定める職員にあっては、この額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。		
ア (略)	ア (略)		
イ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 員 7,100円	イ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 員 7,300円		
ウ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 員 10,000円	ウ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 員 10,400円		
エ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 員 12,900円	エ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 員 13,500円		
オ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 員 15,800円	オ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 員 16,600円		
カ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 員 18,700円	カ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 員 19,700円		
キ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 員 21,600円	キ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 員 22,800円		
ク 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 員 24,400円	ク 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 員 25,900円		
ケ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 員 26,200円	ケ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 員 29,100円		
コ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	コ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員		

員 28,000円

サ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職

員 29,800円

シ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3～6 (略)

(宿日直手当)

第12条の2 職員が正規の勤務時間外又は週休日若しくは休日に宿日直勤務を命ぜられたときは、第10条から前条までの規定にかかわらず、その勤務1回につき4,400円を宿日直手当として支給する。

(期末手当)

第14条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

第14条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額を超えてはならない。

員 32,300円

サ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職

員 35,500円

シ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～6 (略)

(宿日直手当)

第12条の2 職員が正規の勤務時間外又は週休日若しくは休日に宿日直勤務を命ぜられたときは、第10条から前条までの規定にかかわらず、その勤務1回につき4,700円を宿日直手当として支給する。

(期末手当)

第14条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1)～(4) (略)

3 (略)

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。

5・6 (略)

(勤勉手当)

第14条の4 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額を超えてはならない。

(略)
3 (略)
4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、第2項中「 <u>100分の105</u> 」を乗じて得た額」とあるのは「 <u>100分の50</u> 」を乗じて得た額」とする。
5～7 (略)

(略)
3 (略)
4 定年前再任用短時間勤務職員に対する第2項の規定の適用については、第2項中「 <u>100分の106.25</u> 」を乗じて得た額」とあるのは「 <u>100分の51.25</u> 」を乗じて得た額」とする。
5～7 (略)

第2条による改正

改	正	前
(住居手当)		
第6条の3 (略)		
2 自ら居住する住宅	を所有する職員に対し月額12,000円(新築、購入した住宅についてはその取得後5年に限り13,000円)の住居手当を支給する。	を所有する職員に対し月額12,000円(新築、購入した住宅についてはその取得後5年に限り13,000円)の住居手当を支給する。
(通勤手当)		
第6条の4 (略)		
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		
(1) (略)		
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位数につき、それぞれ次に定める額とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位数に当り、この額に規		
則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。		
ア～サ (略)		
シ 使用距離が片道60キロメートル以上		である職
員 38,700円		

改	正	後
(住居手当)		
第6条の3 (略)		
2 自ら居住する住宅	(村内に限る。)を所有する職員に対し月額12,000円(新築、購入した住宅についてはその取得後5年に限り13,000円)の住居手当を支給する。	
(通勤手当)		
第6条の4 (略)		
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。		
(1) (略)		
(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位数につき、それぞれ次に定める額とする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、支給単位数に当り、この額に規		
則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。		
ア～サ (略)		
シ 使用距離が片道60キロメートル以上		65キロメートル未満である職
員 38,700円		
ス 使用距離が片道65キロメートル以上		70キロメートル未満である職
員 42,200円		

セ	使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員	45,700円
ソ	使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員	49,200円
タ	使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員	52,700円
チ	使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員	56,200円
ツ	使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員	59,600円
テ	使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員	63,000円
ト	使用距離が片道100キロメートル以上である職員	66,400円
(3)	(略)	

(3) (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第14条及び第14条の4の規定は令和7年12月1日から適用する。
（令和7年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 3 令和7年12月に支給する期末手当に係る改正後の給与条例第14条の規定の適用については、同条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」に、同条第4項中「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」とする。
（令和7年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
- 4 令和7年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の給与条例第14条の4の規定の適用については、同条第2項中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」に、同条第4項中「100分の51.25」とあるのは「100分の52.5」とする。
（給与の内払）
- 5 第1条による改正前の職員の給与に関する条例に基づいて、令和7年4月1日以降の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第2(第3条及び第3条の2関係)

行政職給料表新旧対照表

1級					2級					3級				
号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)
	月額	月額				月額	月額				月額	月額		
	百円	百円				百円	百円				百円	百円		
1	1,695	1,818	123	7.3	1	2,300	2,420	120	5.2	1	2,653	2,763	110	4.1
2	1,704	1,827	123	7.2	2	2,315	2,433	118	5.1	2	2,663	2,773	110	4.1
3	1,714	1,837	123	7.2	3	2,330	2,447	117	5.0	3	2,673	2,783	110	4.1
4	1,723	1,846	123	7.1	4	2,345	2,461	116	4.9	4	2,683	2,793	110	4.1
5	1,733	1,856	123	7.1	5	2,360	2,475	115	4.9	5	2,693	2,803	110	4.1
6	1,742	1,865	123	7.1	6	2,375	2,489	114	4.8	6	2,703	2,813	110	4.1
7	1,751	1,874	123	7.0	7	2,390	2,503	113	4.7	7	2,713	2,822	109	4.0
8	1,761	1,884	123	7.0	8	2,405	2,517	112	4.7	8	2,723	2,832	109	4.0
9	1,771	1,894	123	6.9	9	2,420	2,531	111	4.6	9	2,733	2,842	109	4.0
10	1,780	1,903	123	6.9	10	2,434	2,543	109	4.5	10	2,743	2,852	109	4.0
11	1,789	1,912	123	6.9	11	2,448	2,556	108	4.4	11	2,753	2,862	109	4.0
12	1,800	1,923	123	6.8	12	2,462	2,569	107	4.3	12	2,764	2,872	108	3.9
13	1,810	1,933	123	6.8	13	2,474	2,581	107	4.3	13	2,774	2,882	108	3.9
14	1,813	1,936	123	6.8	14	2,486	2,593	107	4.3	14	2,787	2,895	108	3.9
15	1,816	1,939	123	6.8	15	2,498	2,605	107	4.3	15	2,800	2,908	108	3.9
16	1,819	1,942	123	6.8	16	2,510	2,617	107	4.3	16	2,812	2,920	108	3.8
17	1,822	1,945	123	6.8	17	2,521	2,628	107	4.2	17	2,825	2,932	107	3.8
18	1,825	1,948	123	6.7	18	2,532	2,639	107	4.2	18	2,838	2,945	107	3.8
19	1,828	1,951	123	6.7	19	2,543	2,650	107	4.2	19	2,850	2,957	107	3.8
20	1,831	1,954	123	6.7	20	2,554	2,661	107	4.2	20	2,862	2,969	107	3.7
21	1,835	1,958	123	6.7	21	2,564	2,670	106	4.1	21	2,873	2,979	106	3.7
22	1,846	1,969	123	6.7	22	2,574	2,680	106	4.1	22	2,885	2,991	106	3.7
23	1,858	1,981	123	6.6	23	2,584	2,690	106	4.1	23	2,898	3,003	105	3.6
24	1,869	1,992	123	6.6	24	2,594	2,700	106	4.1	24	2,911	3,016	105	3.6
25	1,880	2,003	123	6.5	25	2,604	2,710	106	4.1	25	2,924	3,029	105	3.6
26	1,897	2,020	123	6.5	26	2,613	2,719	106	4.1	26	2,934	3,039	105	3.6
27	1,913	2,036	123	6.4	27	2,622	2,727	105	4.0	27	2,944	3,049	105	3.6
28	1,929	2,052	123	6.4	28	2,631	2,736	105	4.0	28	2,955	3,059	104	3.5
29	1,945	2,067	122	6.3	29	2,639	2,744	105	4.0	29	2,966	3,070	104	3.5
30	1,962	2,084	122	6.2	30	2,647	2,752	105	4.0	30	2,978	3,082	104	3.5
31	1,978	2,100	122	6.2	31	2,655	2,760	105	4.0	31	2,989	3,093	104	3.5
32	1,994	2,116	122	6.1	32	2,663	2,767	104	3.9	32	3,001	3,105	104	3.5
33	2,010	2,131	121	6.0	33	2,670	2,774	104	3.9	33	3,013	3,116	103	3.4
34	2,027	2,148	121	6.0	34	2,678	2,782	104	3.9	34	3,026	3,129	103	3.4
35	2,044	2,165	121	5.9	35	2,686	2,790	104	3.9	35	3,039	3,142	103	3.4
36	2,061	2,182	121	5.9	36	2,693	2,796	103	3.8	36	3,052	3,155	103	3.4
37	2,074	2,194	120	5.8	37	2,700	2,803	103	3.8	37	3,065	3,167	102	3.3
38	2,090	2,210	120	5.7	38	2,708	2,811	103	3.8	38	3,078	3,180	102	3.3
39	2,106	2,226	120	5.7	39	2,716	2,818	102	3.8	39	3,091	3,193	102	3.3
40	2,121	2,241	120	5.7	40	2,723	2,825	102	3.7	40	3,104	3,206	102	3.3
41	2,136	2,256	120	5.6	41	2,730	2,832	102	3.7	41	3,117	3,219	102	3.3
42	2,152	2,272	120	5.6	42	2,738	2,839	101	3.7	42	3,130	3,231	101	3.2
43	2,168	2,288	120	5.5	43	2,746	2,846	100	3.6	43	3,143	3,244	101	3.2
44	2,184	2,304	120	5.5	44	2,753	2,853	100	3.6	44	3,154	3,255	101	3.2
45	2,200	2,320	120	5.5	45	2,760	2,860	100	3.6	45	3,163	3,264	101	3.2
46	2,217	2,337	120	5.4	46	2,767	2,866	99	3.6	46	3,176	3,277	101	3.2
47	2,230	2,350	120	5.4	47	2,774	2,873	99	3.6	47	3,189	3,290	101	3.2
48	2,243	2,363	120	5.3	48	2,781	2,879	98	3.5	48	3,202	3,303	101	3.2
49	2,256	2,376	120	5.3	49	2,788	2,886	98	3.5	49	3,214	3,314	100	3.1
50	2,267	2,387	120	5.3	50	2,795	2,892	97	3.5	50	3,227	3,327	100	3.1
51	2,278	2,398	120	5.3	51	2,802	2,899	97	3.5	51	3,239	3,339	100	3.1
52	2,289	2,409	120	5.2	52	2,809	2,906	97	3.5	52	3,251	3,351	100	3.1
53	2,300	2,420	120	5.2	53	2,815	2,911	96	3.4	53	3,264	3,364	100	3.1
54	2,311	2,429	118	5.1	54	2,822	2,917	95	3.4	54	3,275	3,374	99	3.0
55	2,322	2,438	116	5.0	55	2,828	2,923	95	3.4	55	3,286	3,385	99	3.0
56	2,333	2,448	115	4.9	56	2,835	2,930	95	3.4	56	3,297	3,396	99	3.0
57	2,344	2,458	114	4.9	57	2,841	2,936	95	3.3	57	3,304	3,403	99	3.0
58	2,354	2,467	113	4.8	58	2,848	2,942	94	3.3	58	3,313	3,412	99	3.0
59	2,364	2,476	112	4.7	59	2,854	2,948	94	3.3	59	3,320	3,419	99	3.0
60	2,373	2,484	111	4.7	60	2,861	2,955	94	3.3	60	3,328	3,427	99	3.0
61	2,382	2,492	110	4.6	61	2,867	2,961	94	3.3	61	3,336	3,435	99	3.0
62	2,391	2,499	108	4.5	62	2,874	2,967	93	3.2	62	3,340	3,439	99	3.0
63	2,399	2,505	106	4.4	63	2,880	2,972	92	3.2	63	3,346	3,444	98	2.9
64	2,407	2,511	104	4.3	64	2,885	2,977	92	3.2	64	3,353	3,451	98	2.9
65	2,414	2,518	104	4.3	65	2,890	2,982	92	3.2	65	3,361	3,459	98	2.9
66	2,420	2,524	104	4.3	66	2,896	2,988	92	3.2	66	3,368	3,466	98	2.9
67	2,426	2,530	104	4.3	67	2,901	2,993	92	3.2	67	3,375	3,473	98	2.9
68	2,432	2,536	104	4.3	68	2,907	2,999	92	3.2	68	3,381	3,479	98	2.9
69	2,438	2,541	103	4.2	69	2,912	3,003	91	3.1	69	3,386	3,484	98	2.9
70	2,444	2,547	103	4.2	70	2,917	3,008	91	3.1	70	3,392	3,490	98	2.9
71	2,450	2,553	103	4.2	71	2,923	3,013	90	3.1	71	3,397	3,495	98	2.9
72	2,455	2,558	103	4.2	72	2,929	3,019	90	3.1	72	3,403	3,501	98	2.9
73	2,460	2,562	102	4.1	73	2,934	3,024	90	3.1	73	3,406	3,504	98	2.9
74	2,464	2,566	102	4.1	74	2,939	3,028	89	3.0	74	3,411	3,509	98	2.9
75	2,467	2,569	102	4.1	75	2,943	3,031	88	3.0	75	3,415	3,512	97	2.8

別表第2(第3条及び第3条の2関係)

行政職給料表新旧対照表

1級					2級					3級				
号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俸	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)
	月額	月額				月額	月額				月額	月額		
	百円	百円				百円	百円				百円	百円		
76	2,470	2,572	102	4.1	76	2,946	3,034	88	3.0	76	3,419	3,516	97	2.8
77	2,473	2,575	102	4.1	77	2,948	3,036	88	3.0	77	3,423	3,520	97	2.8
78	2,476	2,578	102	4.1	78	2,951	3,039	88	3.0	78	3,428	3,525	97	2.8
79	2,479	2,581	102	4.1	79	2,953	3,041	88	3.0	79	3,433	3,530	97	2.8
80	2,482	2,584	102	4.1	80	2,956	3,044	88	3.0	80	3,438	3,535	97	2.8
81	2,485	2,587	102	4.1	81	2,958	3,046	88	3.0	81	3,441	3,538	97	2.8
82	2,488	2,590	102	4.1	82	2,960	3,048	88	3.0	82	3,445	3,542	97	2.8
83	2,491	2,593	102	4.1	83	2,963	3,051	88	3.0	83	3,449	3,546	97	2.8
84	2,494	2,596	102	4.1	84	2,965	3,053	88	3.0	84	3,453	3,550	97	2.8
85	2,497	2,599	102	4.1	85	2,968	3,056	88	3.0	85	3,456	3,553	97	2.8
86	2,500	2,602	102	4.1	86	2,971	3,058	87	2.9	86	3,460	3,557	97	2.8
87	2,503	2,605	102	4.1	87	2,974	3,061	87	2.9	87	3,464	3,561	97	2.8
88	2,506	2,608	102	4.1	88	2,977	3,064	87	2.9	88	3,468	3,565	97	2.8
89	2,509	2,611	102	4.1	89	2,980	3,067	87	2.9	89	3,470	3,567	97	2.8
90	2,512	2,614	102	4.1	90	2,983	3,070	87	2.9	90	3,474	3,571	97	2.8
91	2,515	2,617	102	4.1	91	2,986	3,073	87	2.9	91	3,478	3,575	97	2.8
92	2,518	2,620	102	4.1	92	2,990	3,076	86	2.9	92	3,482	3,579	97	2.8
93	2,521	2,623	102	4.0	93	2,992	3,078	86	2.9	93	3,484	3,581	97	2.8
94	2,524	2,626	102	4.0	94	2,994	3,080	86	2.9	94	3,488	3,584	96	2.8
95	2,527	2,629	102	4.0	95	2,997	3,083	86	2.9	95	3,492	3,588	96	2.7
96	2,530	2,632	102	4.0	96	3,001	3,087	86	2.9	96	3,495	3,591	96	2.7
97	2,533	2,635	102	4.0	97	3,003	3,089	86	2.9	97	3,498	3,594	96	2.7
98	2,536	2,638	102	4.0	98	3,006	3,092	86	2.9	98	3,502	3,598	96	2.7
99	2,539	2,641	102	4.0	99	3,010	3,095	85	2.8	99	3,506	3,602	96	2.7
100	2,542	2,644	102	4.0	100	3,014	3,099	85	2.8	100	3,510	3,606	96	2.7
101	2,545	2,647	102	4.0	101	3,016	3,101	85	2.8	101	3,515	3,611	96	2.7
102	2,548	2,650	102	4.0	102	3,019	3,104	85	2.8	102	3,519	3,615	96	2.7
103	2,551	2,653	102	4.0	103	3,022	3,107	85	2.8	103	3,523	3,619	96	2.7
104	2,554	2,656	102	4.0	104	3,025	3,110	85	2.8	104	3,527	3,623	96	2.7
105	2,557	2,659	102	4.0	105	3,027	3,112	85	2.8	105	3,532	3,628	96	2.7
106	2,560	2,662	102	4.0	106	3,030	3,115	85	2.8	106	3,536	3,632	96	2.7
107	2,563	2,665	102	4.0	107	3,033	3,118	85	2.8	107	3,539	3,635	96	2.7
108	2,566	2,668	102	4.0	108	3,036	3,121	85	2.8	108	3,542	3,638	96	2.7
109	2,569	2,671	102	4.0	109	3,038	3,123	85	2.8	109	3,547	3,642	95	2.7
110	2,572	2,674	102	4.0	110	3,042	3,126	84	2.8	再任用	2,600	2,695	95	3.7
111	2,575	2,677	102	4.0	111	3,046	3,130	84	2.8					
112	2,578	2,680	102	4.0	112	3,049	3,133	84	2.8					
113	2,581	2,683	102	4.0	113	3,051	3,135	84	2.8					
再任用	1,920	2,003	83	4.3	114	3,053	3,137	84	2.8					
					115	3,056	3,140	84	2.7					
					116	3,060	3,144	84	2.7					
					117	3,062	3,146	84	2.7					
					118	3,064	3,148	84	2.7					
					119	3,067	3,151	84	2.7					
					120	3,070	3,154	84	2.7					
					121	3,074	3,157	83	2.7					
					122	3,076	3,159	83	2.7					
					123	3,079	3,162	83	2.7					
					124	3,082	3,165	83	2.7					
					125	3,085	3,168	83	2.7					
					再任用	2,195	2,278	83	3.8					

4級					5級					6級				
号俵	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俵	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俵	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)
	月額	月額				月額	月額				月額	月額		
	百円	百円				百円	百円				百円	百円		
1	2,988	3,098	110	3.7	1	3,213	3,326	113	3.5	1	3,552	3,668	116	3.3
2	3,003	3,113	110	3.7	2	3,231	3,344	113	3.5	2	3,569	3,685	116	3.3
3	3,018	3,127	109	3.6	3	3,249	3,362	113	3.5	3	3,585	3,701	116	3.2
4	3,032	3,141	109	3.6	4	3,266	3,379	113	3.5	4	3,601	3,717	116	3.2
5	3,046	3,155	109	3.6	5	3,283	3,396	113	3.4	5	3,617	3,733	116	3.2
6	3,057	3,166	109	3.6	6	3,300	3,413	113	3.4	6	3,635	3,751	116	3.2
7	3,067	3,176	109	3.6	7	3,317	3,430	113	3.4	7	3,650	3,766	116	3.2
8	3,079	3,188	109	3.5	8	3,334	3,446	112	3.4	8	3,666	3,782	116	3.2
9	3,091	3,200	109	3.5	9	3,350	3,462	112	3.3	9	3,680	3,795	115	3.1
10	3,107	3,216	109	3.5	10	3,367	3,479	112	3.3	10	3,696	3,811	115	3.1
11	3,123	3,232	109	3.5	11	3,384	3,496	112	3.3	11	3,712	3,827	115	3.1
12	3,139	3,248	109	3.5	12	3,400	3,512	112	3.3	12	3,727	3,842	115	3.1
13	3,154	3,262	108	3.4	13	3,415	3,527	112	3.3	13	3,746	3,861	115	3.1
14	3,170	3,278	108	3.4	14	3,431	3,543	112	3.3	14	3,765	3,880	115	3.1
15	3,186	3,294	108	3.4	15	3,447	3,559	112	3.2	15	3,784	3,899	115	3.0
16	3,202	3,310	108	3.4	16	3,462	3,574	112	3.2	16	3,802	3,917	115	3.0
17	3,217	3,324	107	3.3	17	3,476	3,588	112	3.2	17	3,817	3,932	115	3.0
18	3,234	3,341	107	3.3	18	3,493	3,605	112	3.2	18	3,835	3,950	115	3.0
19	3,250	3,357	107	3.3	19	3,509	3,621	112	3.2	19	3,852	3,967	115	3.0
20	3,266	3,373	107	3.3	20	3,525	3,637	112	3.2	20	3,868	3,983	115	3.0
21	3,280	3,387	107	3.3	21	3,537	3,648	111	3.1	21	3,885	4,000	115	3.0
22	3,297	3,404	107	3.2	22	3,552	3,663	111	3.1	22	3,899	4,014	115	2.9
23	3,314	3,421	107	3.2	23	3,567	3,678	111	3.1	23	3,913	4,028	115	2.9
24	3,330	3,437	107	3.2	24	3,582	3,693	111	3.1	24	3,927	4,042	115	2.9
25	3,342	3,449	107	3.2	25	3,599	3,710	111	3.1	25	3,941	4,056	115	2.9
26	3,361	3,468	107	3.2	26	3,617	3,728	111	3.1	26	3,953	4,068	115	2.9
27	3,378	3,485	107	3.2	27	3,634	3,744	110	3.0	27	3,965	4,080	115	2.9
28	3,394	3,501	107	3.2	28	3,651	3,761	110	3.0	28	3,975	4,090	115	2.9
29	3,409	3,516	107	3.1	29	3,665	3,775	110	3.0	29	3,986	4,101	115	2.9
30	3,425	3,532	107	3.1	30	3,678	3,788	110	3.0	30	3,998	4,113	115	2.9
31	3,441	3,548	107	3.1	31	3,690	3,800	110	3.0	31	4,009	4,124	115	2.9
32	3,457	3,564	107	3.1	32	3,704	3,814	110	3.0	32	4,020	4,135	115	2.9
33	3,474	3,581	107	3.1	33	3,715	3,825	110	3.0	33	4,027	4,142	115	2.9
34	3,492	3,599	107	3.1	34	3,724	3,834	110	3.0	34	4,034	4,149	115	2.9
35	3,510	3,617	107	3.0	35	3,734	3,844	110	2.9	35	4,041	4,155	114	2.8
36	3,528	3,635	107	3.0	36	3,745	3,854	109	2.9	36	4,048	4,162	114	2.8
37	3,543	3,650	107	3.0	37	3,753	3,862	109	2.9	37	4,054	4,168	114	2.8
38	3,557	3,664	107	3.0	38	3,762	3,871	109	2.9	38	4,060	4,174	114	2.8
39	3,571	3,678	107	3.0	39	3,771	3,880	109	2.9	39	4,065	4,179	114	2.8
40	3,585	3,692	107	3.0	40	3,779	3,888	109	2.9	40	4,069	4,183	114	2.8
41	3,600	3,707	107	3.0	41	3,787	3,896	109	2.9	41	4,073	4,187	114	2.8
42	3,608	3,715	107	3.0	42	3,795	3,904	109	2.9	42	4,075	4,189	114	2.8
43	3,618	3,724	106	2.9	43	3,803	3,912	109	2.9	43	4,078	4,192	114	2.8
44	3,628	3,734	106	2.9	44	3,810	3,919	109	2.9	44	4,081	4,195	114	2.8
45	3,637	3,743	106	2.9	45	3,817	3,926	109	2.9	45	4,084	4,198	114	2.8
46	3,648	3,754	106	2.9	46	3,824	3,933	109	2.9	46	4,087	4,201	114	2.8
47	3,657	3,763	106	2.9	47	3,831	3,940	109	2.8	47	4,090	4,204	114	2.8
48	3,667	3,773	106	2.9	48	3,838	3,947	109	2.8	48	4,093	4,207	114	2.8
49	3,676	3,782	106	2.9	49	3,843	3,952	109	2.8	49	4,095	4,209	114	2.8
50	3,683	3,789	106	2.9	50	3,849	3,958	109	2.8	50	4,098	4,212	114	2.8
51	3,690	3,796	106	2.9	51	3,855	3,964	109	2.8	51	4,101	4,214	113	2.8
52	3,696	3,802	106	2.9	52	3,862	3,971	109	2.8	52	4,104	4,217	113	2.8
53	3,700	3,806	106	2.9	53	3,866	3,975	109	2.8	53	4,106	4,219	113	2.8
54	3,706	3,812	106	2.9	54	3,872	3,981	109	2.8	54	4,109	4,222	113	2.8
55	3,713	3,818	105	2.8	55	3,878	3,987	109	2.8	55	4,112	4,225	113	2.7
56	3,720	3,825	105	2.8	56	3,883	3,992	109	2.8	56	4,115	4,228	113	2.7
57	3,723	3,828	105	2.8	57	3,887	3,996	109	2.8	57	4,117	4,230	113	2.7
58	3,730	3,835	105	2.8	58	3,893	4,002	109	2.8	58	4,120	4,233	113	2.7
59	3,737	3,842	105	2.8	59	3,899	4,008	109	2.8	59	4,123	4,236	113	2.7
60	3,743	3,848	105	2.8	60	3,904	4,013	109	2.8	60	4,125	4,238	113	2.7
61	3,746	3,851	105	2.8	61	3,908	4,017	109	2.8	61	4,127	4,240	113	2.7
62	3,751	3,856	105	2.8	62	3,913	4,022	109	2.8	62	4,130	4,243	113	2.7
63	3,757	3,862	105	2.8	63	3,918	4,027	109	2.8	63	4,133	4,246	113	2.7
64	3,763	3,868	105	2.8	64	3,924	4,033	109	2.8	64	4,135	4,248	113	2.7
65	3,766	3,871	105	2.8	65	3,927	4,036	109	2.8	65	4,137	4,250	113	2.7
66	3,772	3,877	105	2.8	66	3,931	4,040	109	2.8	66	4,140	4,253	113	2.7
67	3,779	3,884	105	2.8	67	3,935	4,043	108	2.7	67	4,143	4,256	113	2.7
68	3,785	3,890	105	2.8	68	3,939	4,047	108	2.7	68	4,145	4,258	113	2.7
69	3,789	3,894	105	2.8	69	3,942	4,050	108	2.7	69	4,147	4,260	113	2.7
70	3,794	3,899	105	2.8	70	3,945	4,053	108	2.7	70	4,150	4,263	113	2.7
71	3,800	3,905	105	2.8	71	3,948	4,056	108	2.7	71	4,153	4,266	113	2.7
72	3,805	3,910	105	2.8	72	3,950	4,058	108	2.7	72	4,155	4,268	113	2.7
73	3,810	3,915	105	2.8	73	3,952	4,060	108	2.7	73	4,157	4,270	113	2.7
74	3,816	3,921	105	2.8	74	3,955	4,063	108	2.7	再任用	3,206	3,319	113	3.5
75	3,821	3,925	104	2.7	75	3,958	4,066	108	2.7					

4級					5級					6級				
号俵	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俵	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)	号俵	改正前	改正後	改定額 (百円)	改定率 (%)
	月額	月額				月額	月額				月額	月額		
	百円	百円				百円	百円				百円	百円		
76	3,824	3,928	104	2.7	76	3,960	4,068	108	2.7					
77	3,828	3,932	104	2.7	77	3,962	4,070	108	2.7					
78	3,833	3,937	104	2.7	78	3,965	4,073	108	2.7					
79	3,837	3,941	104	2.7	79	3,968	4,076	108	2.7					
80	3,841	3,945	104	2.7	80	3,970	4,078	108	2.7					
81	3,845	3,949	104	2.7	81	3,972	4,080	108	2.7					
82	3,850	3,954	104	2.7	82	3,975	4,083	108	2.7					
83	3,854	3,958	104	2.7	83	3,978	4,086	108	2.7					
84	3,858	3,962	104	2.7	84	3,980	4,088	108	2.7					
85	3,861	3,965	104	2.7	85	3,982	4,090	108	2.7					
再任用	2,797	2,901	104	3.7	再任用	2,949	3,057	108	3.7					

第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
第1号会計年度任用職員の報酬、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改		正		改		正		後			
別表第 2（第15条関係）											
区分		1 日あたり支給額		支給限度額		区分		1 日あたり支給額		支給限度額	
(略)						(略)					
10 k m 以上 15 k m 未満		338円		7, 100円		10 k m 以上 15 k m 未満		348円		7, 300円	
15 k m 以上 20 k m 未満		476円		10, 000円		15 k m 以上 20 k m 未満		495円		10, 400円	
20 k m 以上 25 k m 未満		614円		12, 900円		20 k m 以上 25 k m 未満		643円		13, 500円	
25 k m 以上 30 k m 未満		752円		15, 800円		25 k m 以上 30 k m 未満		790円		16, 600円	
30 k m 以上 35 k m 未満		890円		18, 700円		30 k m 以上 35 k m 未満		938円		19, 700円	
35 k m 以上 40 k m 未満		1, 029円		21, 600円		35 k m 以上 40 k m 未満		1, 086円		22, 800円	
40 k m 以上 45 k m 未満		1, 162円		24, 400円		40 k m 以上 45 k m 未満		1, 233円		25, 900円	
45 k m 以上 50 k m 未満		1, 248円		26, 200円		45 k m 以上 50 k m 未満		1, 386円		29, 100円	
50 k m 以上 55 k m 未満		1, 333円		28, 000円		50 k m 以上 55 k m 未満		1, 538円		32, 300円	
55 k m 以上 60 k m 未満		1, 419円		29, 800円		55 k m 以上 60 k m 未満		1, 690円		35, 500円	
60 k m 以上		1, 505円		31, 600円		60 k m 以上 65 k m 未満		1, 843円		38, 700円	
						65 k m 以上 70 k m 未満		2, 010円		42, 200円	
						70 k m 以上 75 k m 未満		2, 176円		45, 700円	
						75 k m 以上 80 k m 未満		2, 343円		49, 200円	

<u>80 k m 以上 85 k m 未満</u>	<u>2, 510 円</u>	<u>52, 700 円</u>
<u>85 k m 以上 90 k m 未満</u>	<u>2, 676 円</u>	<u>56, 200 円</u>
<u>90 k m 以上 95 k m 未満</u>	<u>2, 838 円</u>	<u>59, 600 円</u>
<u>95 k m 以上 100 k m 未満</u>	<u>3, 000 円</u>	<u>63, 000 円</u>
<u>100 k m 以上</u>	<u>3, 162 円</u>	<u>66, 400 円</u>

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 前			改 正 後		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
機関等	職別		機関等	職別	
農業委員会	会長	月額 53, 000円	農業委員会	会長	月額 53, 000円
	職務代理人	〃 37, 600円		職務代理人	〃 37, 600円
	委員	〃 34, 000円		委員	〃 34, 000円
教育委員会	職務代理人	月額 37, 600円	教育委員会	職務代理人	月額 37, 600円
	委員	〃 34, 000円		委員	〃 34, 000円
監査委員	識見者	月額 90, 000円	監査委員	識見者	月額 90, 000円
	議会選出委員	〃 50, 000円		議会選出委員	〃 50, 000円
選挙管理委員会	委員長	半日額 4, 200円	選挙管理委員会	委員長	半日額 4, 200円
	委員	〃 3, 700円		委員	〃 3, 700円
	投票管理者	日額 12, 700円		投票管理者	日額 14, 500円
	開票管理者	〃 8, 400円		開票管理者	〃 12, 200円
	選挙長	〃 8, 400円		選挙長	〃 12, 200円
	投票管理者職務代理人	〃 10, 700円		投票管理者職務代理人	〃 12, 400円
	開票管理者職務代理人	〃 7, 500円		開票管理者職務代理人	〃 10, 100円

公平委員会	選挙長職務代理者	〃	<u>7,500円</u>
	投票立会人	〃	<u>10,700円</u>
	投票立会人（送致立会人）	〃	<u>11,700円</u>
	開票立会人	〃	<u>7,500円</u>
	選挙立会人	〃	<u>7,500円</u>
	期日前投票所の投票管理者	〃	<u>11,700円</u>
	委員長 委員	半日額 〃	4,200円 3,700円
社会福祉員	福祉員長 福祉員	年額 〃	126,000円 120,000円
	会長 委員	半日額 〃	12,000円 10,000円
その他委員会等	委員長（会長） 委員	半日額 〃	3,700円 3,200円
	地方公務員法第3条第3項第3号又は第3号の2に規定する特別職	予算の定める額	

選挙長職務代理者 投票立会人	〃	<u>10,100円</u>	
	〃	<u>12,400円</u> (ただし、中途 で交代した場合 は、事務に従事 した時間で案分 した額)	
	投票立会人（送致立会 人）	〃 <u>13,400円</u> (ただし、中途 で交代した場合 は、事務に従事 した時間で案分 した額)	
	開票立会人	〃 <u>10,100円</u> (ただし、中途 で交代した場合 は、事務に従事 した時間で案分 した額)	
	選挙立会人	〃 <u>10,100円</u> (ただし、中途 で交代した場合 は、事務に従事 した時間で案分 した額)	
	期日前投票所の投票管 理者	〃 <u>12,800円</u>	
公平委員会	委員長	半日額	4,200円

備考 1 半日の額の単価は、一の会議等の開催時間につき、概ね4時間をもってこれを一の単位とする。 2 一の会議等の開催時間が概ね4時間以上のものは、半日額単価の2倍に相当する額を支給する。	
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

	委員	3,700円
社会福祉員	福祉員長	126,000円
	福祉員	120,000円
南十勝障害支援 区分認定審査会 委員	会長 委員	12,000円 10,000円
その他委員会等	委員長（会長） 委員	3,700円 3,200円
地方公務員法第3条第3項第3号又は第3号の2に規定する特別職		予算の定める額

備考

- 1 半日の額の単価は、一の会議等の開催時間につき、概ね4時間をもってこれを一の単位とする。
- 2 一の会議等の開催時間が概ね4時間以上のものは、半日額単価の2倍に相当する額を支給する。

中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

第1条による改正（中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改	正	前	改	正	後
	(虐待等の禁止)			(虐待等の禁止)	
第25条	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	

第2条による改正（中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改		正	前	改		正	後
(職員)				(職員)			
第10条 (略)				第10条 (略)			
2 (略)				2 (略)			
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。				3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。			
(1) 保育士				(1) 保育士（北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士）の資格を有する者			
(2)～(10) (略)				(2)～(10) (略)			
4・5 (略)				4・5 (略)			
(虐待等の禁止)				(虐待等の禁止)			
第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。				第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。			

第3条による改正（中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

改	正	前	改	正	後				
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。 この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならぬ。			(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診断（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診断をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならぬ。 <table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診断</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 3・4 (略) (職員) 第23条 (略) 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者を			児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診断	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断								
乳幼児に対する健康診断	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断								

改	改
前	後
いう。以下同じ。)は、村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士 又 は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) (略) 3 (略) (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士 、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略) (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士 その他保育に従事する職員として村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下の条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略) (職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士	いう。以下同じ。)は、村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(北海道が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。))である場合には、保育士又は北海道の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)・(2) (略) 3 (略) (職員) 第29条 小規模保育事業所A型には、保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、<u>保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。</u>)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略) (職員) 第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士(北海道が認定地方公共団体である場合には、<u>保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。</u>)その他保育に従事する職員として村長が行う研修(村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下の条において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略) (職員) 第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(北海道が認定地方公

改	正	前	改	正	後
ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略) (職員) 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士 その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2・3 (略)			共同体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）<u>、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</u> 2・3 (略) (職員) 第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）<u>その他保育に従事する職員として村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</u> 2・3 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中札内村水道事業給水条例の一部を改正する条例
 中札内村水道事業給水条例（平成10年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改	正	改	正	後
(工事の施行)				
第7条 給水装置工事は、村長又は村長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事業者」という。）が施行する。	第7条 給水装置工事は、村長又は村長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事業者」という。）が施行する。	(工事の施行)	第7条 給水装置工事は、村長又は村長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。	第7条 給水装置工事は、村長又は村長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。
2・3（略）		2・3（略）		

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。

中札内村公共下水道条例の一部を改正する条例

中札内村公共下水道条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改	正	前	改	正	後
（排水設備等の工事の実施） 第7条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。） <u>は、</u> 排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者（以下「指定業者」という。）でなければこれを<u>行つてはならない。</u> <u>公共下水道の管理に支障がないと認めるときは、この限りでない。</u>			（排水設備等の工事の実施） 第7条 排水設備等の新設等の工事（規則で定める軽微な工事を除く。） <u>は、次の各号に掲げる工事を除き、</u><u>規則で定めるところにより村長が排水設備等の工事に関し、技能を有する者として指定した者（以下「指定業者」という。）でなければこれを</u><u>行つてはならない。</u>		
			（1） <u>村が施行する工事</u> （2） <u>災害その他非常の場合において、村長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事。</u>		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。